

○警察における証明事務の合理化について

昭和40年11月24日

例規第17号県警察本部長

本部、部・課・官・隊・校長

警察署長

従来警察が慣例的に取り扱ってきた証明事務のなかには、物品の遺失又は盗難の場合のように、必ずしもその事実証明ができない場合においても、願出人の立場を考え、実質的な事実の証明に代えて形式的な届出受理証明を行ってきたものが多い実情にある。

このような証明は、あまり意味がなく警察及び願出人にとって負担となるばかりか悪用されるおそれもあるので、行政の民主化、能率化の見地から、今後警察における証明は、昭和41年1月1日から下記により取り扱うこととしたから、誤りのないようにされたい。

なお、このことについては、警察庁において各省庁等の協力を求め、了解を得てあるものである。

記

1 証明事務の取扱方針

(1) 警察において行う証明は、所管行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ取り扱い、事実の証明のできない場合に当該事実の証明に代えて、単に形式的に届出を受理した旨の証明は、次の場合のほかは行わないものとする。

ア 法律、政令、条例等により警察の証明を必要とすることが規定されているもの

イ 証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合には、願出人が自らの責任によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

ウ 官公庁等から、事務の取扱上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当である別表に掲げるもの

エ ウに掲げるもの以外で、官公庁等において警察の証明がない場合には、事務の取扱上著しく支障をきたすもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適當である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

オ その他特別な事情が認められるもの

(2) 公安委員会及び警察署長等の所管する事務についても、許認可証等の再交付に当たっては、原則として、遺失又は盗難等被害についての警察への届出の事実に関する証明書の提出を求めないこととする。

2 証明の方法

遺失又は盗難等被害届出証明は、次により行うものとする。

ア 願出人に、遺失（盗難等被害）届出証明願（様式第1号。以下「証明願」という。）を提出させること。

イ 遺失又は盗難等被害の事情を聴取するとともに必要な調査を行い、証明する必要があると認めるときは、証明願に長野県収入証紙をちよう付させること。

ウ 証明願に決裁を受け、遺失（盗難等被害）届出証明書（様式第2号）を発給すること。

3 取扱上の留意事項

証明事務の取扱いに当たっては、次に掲げる事項に留意し、その取扱いを慎重にしなければならない。

ア 証明内容の確認手続を適正にすること。

イ 証明を必要とする理由を確認すること。

ウ 願出人が適当な当事者であることを確認すること。

エ 民事事件等に悪用されるおそれのある事柄は除外すること。

オ 証明書の発給枚数を諸般の事情に配慮して必要な限度にとどめること。

別表

官公庁等からの要請に基づき警察において証明を行うもの（遺失及び盗難等被害届出受理関係）

省庁名	物件名
法務省	1 在留カード 2 特別永住者証明書 3 外国人登録証明書
外務省	旅券
国税庁	雑損控除の対象となる物件 (雑損控除申請のため)
最高裁判所	有価証券等 (公示催告手続申立てのため)

(注) 外国人登録証明書については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が平成24年7月9日に施行されたことに伴い廃止されているが、当面の間、一部の外国人登録証明書は、在留カード又は特別永住者証明書としてみなされる。